

(案)
造林事業請負契約書

発注者 分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署長 寺村 智と請負者 とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約内訳書、並びに令和8年 月 日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事業請負契約約款、素材の検知業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	森林環境保全整備事業（西碓ヶ関山国有林）
案件内容・仕様	別紙 1 契約内訳書のとおり
契約金額 (税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和9年2月26日
契約期間	令和 年 月 日（契約締結日の翌日）～ 令和9年2月26日
納入場所・履行場所	西碓ヶ関山国有林722い3林小班外
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者と請負者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期にわたって当該契約の成立及び内容を立証する。

令和8年 月 日

発注者

分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署長
寺村 智

請負者

別紙 1

契約内訳書

- 1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積 ha	請 負 予定数量 m3	請負 予定 単価	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
森 林 環 境 保 全 整 備 事 業 (西 碓 ヶ 関 山 国有林)	經常(間 伐)	5. 11	378		契約書のとおり	西 碓 ヶ 関 山 国 有 林 722 い 3 林 小 班 外	指定土場
	育成受光 伐	2. 03	314				
	保育間伐 (活用型)	15. 89	1, 240				
	検知	23. 03	(1, 932)				
	計		1, 932				

- 2 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
×	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 3 項
○	部分払	月 1 回以内	第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

3 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

4 特約事項

- (1) 事業実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守すること。
- (2) 伐採、搬出にあたっては、河川の汚濁防止に努めるとともに、林地保全には万全を期すること。
- (3) 丸太表皮の剥皮防止に努めること。
- (4) 一般材と低質材を仕分けし、素材の混同をしないこと。
- (5) 降雨等による地盤の状況等を適確に把握し、林道・集材路等の悪化及び泥濘化を防止すること。
- (6) 国有林材の生産量を調整する必要がある場合には、生産調整に可能な範囲で協力すること。
- (7) 野生いのししにおけるアフリカ豚熱への対応について、別紙4 特約事項を順守すること。

5 数量等の内訳

別紙2 及び3 のとおり

請負事業内訳書

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量(m3)	事業期間	備考
722い3		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	163	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722ろ2		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	198	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722は1		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	213	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722は2		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	104	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722は3		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	97	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722に1		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	76	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722に2		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	134	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722に3		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	78	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722に4		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	314	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722に6		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	75	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722ほ		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	102	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722へ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	5	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722へ2		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	6	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722へ3		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	10	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722へ4		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	6	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722へ5		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	3	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722へ6		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	102	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722と1		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	63	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722と2		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	41	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722と4		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	13	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722ち		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	53	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
722る		一般材 低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	76	(契約締結日の翌日)～ 令和9年2月26日	
計				1,932		

検知業務請負作業内訳書

単位：m³

物件番号	材 種	作業工程	予定数量	備 考
1 号	素 材	(1) の業務	1, 024	
		(2) の業務	77	
		(5) の業務	831	
		計	1, 932	

検知業務請負（作業内容）

- (1) の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (2) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (3) の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木土場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (4) の作業 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、送状（概算引渡物件明細書）を交付し、スプレーの塗布を行う作業。
- (5) の作業 低質材及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。

別紙 4

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。